

令和 5 年 6 月 21 日
官民競争入札等監理委員会

第 297 回官民競争入札等監理委員会
官民競争入札等監理委員会運営規則第 3 条に基づく書面による議事結果

官民競争入札等監理委員会（以下、「本委員会」という。）に付議された次の事業について、本委員会運営規則第 3 条に基づき書面による議事を行ったところ、過半数の委員より異存はない旨回答を得たため、その旨、本委員会としての議決に代えることとした。

○事業評価（案）

- （１）「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成 26 年 3 月 19 日官民競争入札等監理委員会）に基づき、終了プロセスへの移行を了承することとし、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 51 号）の対象から外し、今後実施府省等の責任において入札・契約を行うこととした事業。
- ・独立行政法人日本学生支援機構／独立行政法人日本学生支援機構の設置する兵庫国際交流会館の管理・運営等業務
 - ・国土交通省／宿泊旅行統計調査の実査・集計・分析業務（観光庁）（令和 4 年度開始）
 - ・独立行政法人水資源機構／豊川用水二期用地補償支援業務
 - ・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構／独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の発注者支援業務（新横浜）
 - ・農林水産省／水産物流通調査業務（水揚量・価格調査（年間・月別）及び水揚量・価格情報（日別）調査業務委託）
 - ・厚生労働省／国立研究開発法人国立国際医療研究センターの医事業務委託
 - ・環境省／東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務
 - ・内閣法制局／内閣法制局 L A N システム一式
 - ・国土交通省／旅行安全情報共有プラットフォームの保守・運用
- （２）引き続き民間競争入札を実施するとされた事業
- ・農林水産省／農業物価統計調査（平成 31 年度開始）

以上

民間競争入札実施事業
「農業物価統計調査業務」の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条
第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

事 項	内 容
実施行政機関等	農林水産省
事業概要	「公共サービス改革法」に基づく民間競争入札の実施により、全国の農業協同組合、出荷組合、集出荷業者又はその団体、食肉卸売市場、農業生産資材を販売する小売店等を対象とする調査業務等を民間事業者に請け負わせて実施。 請負範囲は、農業物価統計調査における実査準備（調査関係用品の印刷、調査対象への協力依頼・調査方法の確認、調査員の確保・指導）、実査（調査関係用品の配布、調査票の作成、調査対象からの問合せ・苦情等の対応、調査票の回収・督促等）、審査（調査票の審査、調査対象への疑義照会）、集計（調査票の電子化、都道府県別結果表及び価格変動要因等整理表の作成）、調査対象への謝礼支給、調査品目に関する実態把握に係る業務
実施期間	令和元年 11 月 7 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年 5 か月間
受託事業者	株式会社 インテージリサーチ
契約金額（税抜）	560,000,000 円 （1 調査年当たり：112,000,000 円）
入札の状況	1 者応札（説明会参加＝2 者／予定価内 1 者）
事業の目的	農業物価統計調査は、農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価を把握し、その結果を総合して農業物価指数を作成するほか、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の基礎資料を整備することを目的としている。 なお、農業物価統計調査を用いて作成する農業物価指数は、西暦の末尾が 0 又は 5 の付く年を基準年とし、調査対象等を固定し継続して作成する必要がある。このことから、予算は事業実施期間を 5 年間として国庫債務負担行為により実施している。
選定の経緯	官民競争入札等監理委員会第 17 回統計調査分科会（平成 20 年 8 月 28 日開催）において、実査を含む一体の統計調査業務のうち、調査の内容や調査手法、民間事業者に包括的に委託した場合における調査対象の協力度合い及び業務を受託しうる民間事業者の確保の可能性等を総合的に勘案して、公共サービスの質の確保や民間事業者の創意・工夫の確保など、市場化テストの導入の趣旨が活かされるものとして、選定されたものである。

Ⅱ 評価

1 概要

市場化テストを継続することが適当である。競争性の確保の点において課題が認められ、総合的に勘案した結果、改善が必要である。

2 検討

(1) 評価方法について

農林水産省から提出された令和2年1月から令和4年12月までの実施状況についての報告（別添）に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行う。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

事 項	内 容	
確保されるべき 質の達成状況	以下のとおり、適切に履行されている	
	確保されるべき水準（一例）	評価
	① スケジュールの順守	適 事業の各工程において、農林水産省と協議の上定めた作業方針及びスケジュールに沿って業務が行われ、実施要項で規定した調査票等の納入期限に遅延することなく適切に実施されており、確保すべき水準を達成している。
	② 照会対応業務（苦情等対応マニュアルによる対応）	適 調査対象からの問合せ・苦情等への対応に当たっては、農林水産省が作成した照会対応事例集に基づき作成した「問合せ・苦情等対応マニュアル」及び調査対象ごとの照会対応や過去の報告データの履歴を一元的に管理するデータベースシステムを活用し、調査事務局の担当者がこれまでの対応内容と齟齬をきたさず円滑に問合せ・苦情等への対応が行えるよう、適切な業務体制を整備して業務が行われており、確保すべき水準を達成している。

③ 基準日における目標回収率 一連の業務を通じ、調査実施年の毎月の調査票等の提出期日（調査日が属する月の末日、確定値は調査年の翌年2月末日）における調査票回収率が、目標回収率を達成すること。 目標回収率（※）：100% ※ ただし、受託事業者の責に依らない理由（天災地変、調査対象の廃業、調査対象の調査拒否等により、農林水産省が調査不能と判断した調査対象）を除く。	適 <table><tr><td>令和2年</td><td>100.0%</td></tr><tr><td>令和3年</td><td>100.0%</td></tr><tr><td>令和4年</td><td>100.0%</td></tr></table>	令和2年	100.0%	令和3年	100.0%	令和4年	100.0%
令和2年	100.0%						
令和3年	100.0%						
令和4年	100.0%						
④ 調査票の審査及び疑義照会対応 報告期日までに報告するとともに、農林水産省が示す審査・集計・検討事項一覧表の検討項目全てについて確実に審査・検討を行うこと。 なお、調査票、結果表等の審査については、受託事業者は次のア及びイについて、農林水産省の依頼に応じ、迅速かつ的確に対応すること。 ア 農林水産省が調査票ファイル、集計値等の確認を求めた場合はこれに応じること。 イ 農林水産省から疑義照会を受けた場合は、必要に応じて調査対象に対して疑義照会を行い、修正が生じた場合には調査票等の内容の修正を行うこと。	適 報告期日までの報告は達成されており、調査票等の審査についても農林水産省が示す審査・集計・検討事項一覧表に基づき適切に行われており、確保すべき水準を達成している。 ア及びイの農林水産省からの回収済調査票の再確認及び疑義照会対応について、受託事業者による確認作業が適切に行われたため、確保すべき水準を達成している。 <table><tr><td>令和2年</td><td>279 件</td></tr><tr><td>令和3年</td><td>275 件</td></tr><tr><td>令和4年</td><td>1,009 件</td></tr></table> なお、令和4年は、農業物価指数が肥料価格高騰対策に利用されることとなり、調査客体ごとに肥料価格を値上げする時期等の照会を大規模に実施したため件数が増加した。	令和2年	279 件	令和3年	275 件	令和4年	1,009 件
令和2年	279 件						
令和3年	275 件						
令和4年	1,009 件						

民間事業者からの改善提案	民間事業者から、調査員教育のため、調査員向け機関紙を発刊したい旨の提案があった。 農林水産省では、上記提案内容は調査員の資質向上に繋がるものであると判断し、令和3年以降、計6回の発行が行われた。
--------------	---

(3) 実施経費（税込）

実施経費は、従来経費（民間競争入札実施前：平成20年調査時）と比較して60.4%（単年当たり187,748千円）減少しており、削減効果があったものと評価できる。

項目	金額等
従来経費(A)	1,554,740千円（平成20年調査の実施経費の5か年分） 310,948千円（平成20年調査の実施経費）
実施経費(B)	616,000千円（令和2年から令和6年調査までの5調査年分） 123,200千円（1調査年分）
削減額(C)=(A)-(B)	938,740千円（5調査年分） 187,748千円（1調査年分）
増減率(C/A×100)	60.4%

※市場化テスト実施前は、各都道府県の出先機関に配置された国の職員が直接訪問することを主体に調査を実施していたが、市場化テスト実施後は、民間事業者が本社等から、FAX、電話、オンライン、郵送等により調査を実施する方式に変更したことにより、人件費の縮減が図られたことが大幅な経費削減の主な要因である。

(4) 選定の際の課題に対応する改善

課 題	本事業は、第1期から第3期まで、(株)インテグリティサーチと一般財団法人農林統計協会の2者応札による調達が続いていたところ、今期事業の評価期間となる第4期契約に際し、このうち1者が入札参加を辞退した。農林水産省では、かねてから本務契約に係る入札への新規事業者の参入促進の取組を行ってきたところであり、第4期の入札においては、公告期間の延長、入札参加資格の緩和（入札説明会に参加しなくても応札を可とした）等を実施したが、結果1者応札となり、課題が残った。
-----	---

(5) 評価のまとめ

本事業における民間事業者の実施状況について、令和2年調査、令和3年調査及び令和4年調査における調査票回収率は、すべての調査年で100.0%を達成しており、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上、事業目的の達成に貢献したものと評価できる。

また、経費削減効果についても、従来経費と比較して 60.4%（単年当たり約 187,748 千円）の経費削減効果が認められた。

一方、第 4 期の契約に当たり 1 者応札となっており、競争性の確保の点において課題が認められた。

（6）今後の方針

以上のとおり、競争性の確保において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難である。

そのため、次期事業においては、新規事業者等が参入し易くなるよう、他の統計調査結果等の代替データの活用による調査規模の縮減について検討を進めるほか、事業者等へのヒアリングにより得られた意見を実施要項に反映し、実施要項の改善を図る、オンライン調査の推進により調査の業務負担軽減を図るなど、競争性確保の課題について検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものとする。

令和 5 年 5 月 24 日
農林水産省大臣官房統計部
経 営 ・ 構 造 統 計 課

民間競争入札実施事業
「農業物価統計調査業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況（令和 2 年調査から令和 4 年調査）は以下のとおり。

I 事業の概要等

事 項	内 容
事業概要	「公共サービス改革法」に基づく民間競争入札の実施により、全国の農業協同組合、出荷組合、集出荷業者又はその団体、食肉卸売市場、農業生産資材を販売する小売店等を対象とする調査業務等を民間事業者に請け負わせて実施。請負範囲は、農業物価統計調査における実査準備（調査関係用品の印刷、調査対象への協力依頼・調査方法の確認、調査員の確保・指導）、実査（調査関係用品の配布、調査票の作成、調査対象からの問合せ・苦情等の対応、調査票の回収・督促等）、審査（調査票の審査、調査対象への疑義照会）、集計（調査票の電子化、都道府県別結果表及び価格変動要因等整理表の作成）、調査対象への謝礼支給、調査品目に関する実態把握に係る業務。
実施期間	令和元年 11 月 7 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年 5 か月間
受託事業者	株式会社 インテージリサーチ
契約金額（税抜）	560,000,000 円 （1 調査年当たり：112,000,000 円）
入札の状況	1 者応札（説明会参加＝2 者／予定価内 1 者）
事業の目的	農業物価統計調査は、農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価を把握し、その結果を総合して農業物価指数を作成するほか、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の基礎資料を整備することを目的としている。 なお、農業物価統計調査を用いて作成する農業物価指数は、西暦の末尾が 0 又は 5 の付く年を基準年とし、調査対象等を固定し継続して作成する必要がある。このことから、予算は事業実施期間を 5 年間として国庫債務負担行為により実施している。
選定の経緯	官民競争入札等監理委員会第 17 回統計調査分科会（平成 20 年 8 月 28 日開催）において、実査を含む一体の統計調査業務のうち、調査の内容や調査手法、民間事業者に包括的に委託した場合における調査対象の協力度合い及び業務を受託しうる民間事業者の確保の可能性等を総合的に勘案して、公共サービスの質の確保や民間事業者の創意・工夫の確保など、市場化テストの導入の趣旨が活かされるものとして、選定されたものである。 基本方針に掲載された年度：平成 20 年度 市場化テスト事業としての事業実施回数：4 回
特記事項 （改善指示・法令違反行為等の有無）	特になし

Ⅱ 評価

1. 事業の質に関する評価

(1) 確保されるべき質の達成状況及び評価

令和2年調査から令和4年調査における業務は、あらかじめ農林水産省と調整したスケジュールに沿って確実に実施された。

なお、確保されるべき質の達成状況及び評価は次のとおりである。

① 調査票の回収・督促

ア 実施状況

民間事業者は、各年の調査実施前に、農林水産省が選定した調査対象（令和2年 3,459 調査対象、令和3年 3,470 調査対象、令和4年 3,116 調査対象）に対して、調査員の訪問、電話等により調査の協力依頼を行った。なお、調査協力を得られなかった調査対象については農林水産省に報告し、その後は農林水産省と連携して再度、協力依頼を行い、調査に対する理解が得られなかった場合には、農林水産省が代替選定を行った。

民間事業者は、調査協力が得られた調査対象に対し調査方法の確認を行い、自計調査の調査対象に対しては、調査員の訪問又は郵送により調査票を配布し、FAX又は郵送により回収、若しくは、政府統計共同利用システムオンライン調査システムを使用して調査票を回収した。また、他計調査の調査対象は、調査員の面接又は電話により調査事項を聞き取った。期限までに提出のない自計調査の調査対象に対しては、電話、FAX又はメールによる督促を行うとともに、調査員による訪問回収も併用した結果、回収率は令和2年調査、令和3年調査、令和4年調査は100%を達成した。（表1）

なお、督促件数は令和2年調査が3,768件、令和3年調査が3,335件、令和4年調査が3,102件であった。（表2）

表1 調査票の月別回収率

単位：枚、%

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和 2年 調査	調査票配布数	2,549	2,546	2,535	2,563	2,633	2,706	2,698	2,591	2,661	2,732	2,753	2,687	31,654
	調査票回収数	2,549	2,546	2,535	2,563	2,633	2,706	2,698	2,591	2,661	2,732	2,753	2,687	31,654
	回収率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
令和 3年 調査	調査票配布数	2,570	2,565	2,552	2,584	2,654	2,730	2,722	2,616	2,691	2,752	2,774	2,709	31,919
	調査票回収数	2,570	2,565	2,552	2,584	2,654	2,730	2,722	2,616	2,691	2,752	2,774	2,709	31,919
	回収率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
令和 4年 調査	調査票配布数	2,575	2,572	2,560	2,588	2,653	2,529	2,491	2,398	2,486	2,523	2,546	2,497	30,418
	調査票回収数	2,575	2,572	2,560	2,588	2,653	2,529	2,491	2,398	2,486	2,523	2,546	2,497	30,418
	回収率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注：毎月、全ての調査対象に調査を実施していないことから、調査票配布数と調査対象数は一致しない。また、調査票配布数の月ごとの変動は、調査品目が異なることによる。

表2 月別督促件数

単位：件

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和2年調査	202	322	325	200	307	401	369	326	451	380	363	122	3,768
令和3年調査	245	263	286	210	270	346	325	265	366	359	210	190	3,335
令和4年調査	262	245	231	196	247	331	274	280	353	290	245	148	3,102

イ 評価

回収率について、確保されるべき質として設定された目標回収率（100％）を達成しており評価できる。

民間事業者は、調査実施前に調査員の訪問、電話等により調査の協力依頼を行うとともに、調査実施後、期限までに調査票の提出がない調査対象に対しては、電話、FAX、メールによる督促を行い、調査員による訪問回収も併用しており、目標達成に努めたことは評価できる。

② 照会対応業務

ア 実施状況

民間事業者は、農業物価統計調査事務局に専用回線（フリーダイヤル）を設置し、調査対象からの問合せ・苦情等に対応した。

調査対象からの問合せ・苦情等への対応に当たっては、農林水産省が作成した照会対応事例集に基づいて「問合せ・苦情等対応マニュアル」を作成するとともに、調査対象ごとの照会対応及び過去の報告データの履歴を一元的に管理するデータベースシステムを活用し、調査事務局の調査担当者が混乱することなく、これまでの照会対応の内容と齟齬をきたさないよう迅速に対応している。

問合せ・苦情等の件数は、令和2年調査が16件、令和3年調査が6件、令和4年調査が3件であった。うち、苦情件数は令和2年調査が2件、令和3年調査が1件、令和4年調査が0件であった。（表3）

表3 調査対象から民間事業者への問合せ・苦情等対応件数

単位：件

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和2年問合せ	6	1	1	1	0	2	0	1	0	2	0	2	16
うち苦情	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
令和3年問合せ	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	6
うち苦情	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
令和4年問合せ	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	3
うち苦情	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○ 問合せの主な内容

調査品目の調査銘柄変更に伴う対応、調査品目が無くなったことによる調査客体の脱落に伴う対応。

○ 苦情等の内容

調査価格の疑義照会を行った際に細微な事までは答えられない、調査を辞退するといった内容等。

イ 評価

民間事業者は、調査対象からの問合せ・苦情等に対応するため、農林水産省が作成した照会対応事例集に基づいて「問合せ・苦情等対応マニュアル」を作成するとともに、調査対象ごとの照会対応履歴等を一元的に管理するデータベースシステムを活用するなど、効率よく実施されており評価できる。

また、調査対象から民間事業者への照会は減少してきているが、調査員の調査に関する習熟度が高まっていること、民間事業者は毎年調査実施前に調査員の訪問、電話等により調査の必要性、内容を説明し協力依頼を行っていることが、問合せ・苦情等対応件数の少なさに寄与していると考えられる。

③ 調査票の審査及び疑義照会対応業務

ア 実施状況

民間事業者は、回収した調査票について農林水産省から貸与された審査・集計・検討事項一覧表に基づき審査を行い、疑義があるものについては調査対象に対して照会を行い、必要に応じて調査対象の了解に基づき、調査票の回答内容を修正した。

民間事業者は、審査が終了した調査票について、農林水産省から貸与された集計プログラムにより集計し、集計結果の審査については責任者管理の下、受託事業者の社員4名が審査・集計・検討事項一覧表に基づき行った。審査の結果、疑義が生じた場合には調査票を再度確認し、必要に応じて疑義照会、調査対象の了解に基づき、調査票の回答内容の修正を行い、再度、集計を行った。また、調査票の審査及び集計結果の審査に当たり、審査漏れがないよう、確認整理表を作成し、確認事項ごとに複数名での確認を徹底した。

民間事業者から調査対象への疑義照会件数については、令和2年調査が2,244件、令和3年調査が2,750件、令和4年調査が2,858件であった。（1調査年当たり平均2,617件）

また、納品後に農林水産省から民間事業者に確認を求めた疑義照会件数については、令和2年調査が279件、令和3年調査が275件、令和4年調査が1,009件であった。（1調査年当たり平均521件）

前期（第3期）事業の民間事業者から調査対象への疑義照会件数は2,000件台（1調査年当たりの平均）前半であったものが、今期（第4期）事業のうち令和3年及び令和4年調査は3,000件程度と増加傾向にあるが、これは、民間事業者において資材価格高騰の影響による農作物価統計調査への注目度の高まりを背景として、農林水産省からの照会が増加することを予測し、予め疑義照会を多く実施したためである。（表4）

表4 民間事業者から調査対象への疑義照会件数

単位：件

調査年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和2年	213	174	139	133	168	153	197	208	212	224	207	216	2,244
令和3年	284	177	129	243	201	203	286	209	269	282	217	250	2,750
令和4年	251	236	194	283	243	200	306	236	213	235	223	238	2,858
(参考)第3期													
平成29年	215	147	158	206	204	191	251	228	214	185	204	134	2,337
平成30年	222	196	150	142	209	187	155	206	173	236	173	192	2,241
令和元年	216	140	138	189	181	159	123	134	182	575	182	90	2,309

表5 納品後に農林水産省から確認を求めた疑義照会件数

単位：件

調査年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和2年	27	31	21	26	27	16	17	13	35	21	22	23	279
令和3年	17	49	19	19	18	16	40	31	23	8	19	16	275
令和4年	9	5	37	27	12	229	91	223	44	22	212	98	1,009
(参考)第3期													
平成29年	86	142	62	24	82	19	79	41	33	17	47	39	671
平成30年	47	67	53	58	23	58	25	44	66	11	28	37	517
令和元年	51	44	57	26	51	23	20	35	60	75	45	30	517

○ 疑義照会の主な内容

価格の騰落率が一定以上である場合の変動要因、調査単位や細部銘柄の確認、報告値に消費税が含まれているかの確認等

イ 評価

民間事業者は、農林水産省が示した審査・検討・集計事項一覧表に基づき、調査票や集計結果の審査を行い、審査の結果、疑義が生じた場合には調査票の再確認などを実施したことにより、納品後に農林水産省から確認を求めた疑義照会の件数について、令和2年及び令和3年調査は前期（第3期）事業よりも減少したことは評価できる（表5）。

なお、令和4年調査は、農作物価指数が肥料価格高騰対策に利用されることとなり、説明の内容を充実させるため客体ごとに肥料価格を値上げする時期等の照会を大規模に実施したため件数が増加したものである。

(2) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

① 実施状況

民間事業者から、調査員教育のため、調査員向け機関紙を発刊したい旨の提案があった。農林水産省では、上記の提案内容は調査員の資質向上に繋がるものであると判断し了承し、令和3年以降、計6回の発行が行われた。

② 評価

業務の質の確保及び向上を図るため、上記により調査員に対し機関紙を発刊し、調査員の資質向上に努めたことは評価できる。

2. 実施経費についての評価

(1) 市場化テスト実施前の国における従前経費（平成20年調査の実施経費）と実施経費との比較結果は、次のとおりである。（表6）

表6 従前経費と実施経費の比較

項目	金額等
従前経費 (A)	1,554,740 千円（平成20年調査の実施経費の5か年分） 310,948 千円（平成20年調査の実施経費）
実施経費 (B)	616,000 千円（令和2年から令和6年調査までの5調査年分） 123,200 千円（1調査年分）
削減額 (C) = (A) - (B)	938,740 千円（5調査年分） 187,748 千円（1調査年分）
削減率 (C/A×100)	60.4%

注1：従前経費は、市場化テスト実施前の平成20年調査の実施経費である。

注2：実施経費は、令和2年から6年調査までの契約金額（税込）である。

注3：実施経費には、国が実費を負担する謝金は含まれていないため、従前経費の平成20年調査の実施経費は謝金を除いている。

(2) 評価

従前経費 (A)（平成20年調査の実施経費）と、実施経費 (B)（令和2年から令和6年調査までの1調査年分）を比較した結果、削減額 (C) は187,748 千円、削減率は60.4%となったが、これは従前において費用を要した人件費について、大きく削減できたことによる。

具体的には、市場化テスト実施前は、各都道府県の出先機関に配置された国の職員が直接訪問することを主体に調査を実施していたが、市場化テスト実施後は、民間事業者が本社等から、FAX、電話、オンライン、郵送等により調査を実施する方式に変更したことにより、人件費の縮減が図られたためである。

3. 評価委員会等からの評価

令和5年2月20日、3名の外部有識者からなる「公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会」(以下「技術検討会」という。)を開催し、本事業の実施状況報告について、以下のとおり評価を得た。

- ① 調査票の回収率について、調査実施前の調査依頼や期限までに調査票の提出がない調査対象に対する督促を実施し、100.0%を維持していることは評価できる。
- ② 調査票の審査について、資材価格高騰の影響による農業物価統計調査への注目度の高まりを背景として、農林水産省からの照会增加することを予測し、予め疑義照会を多く実施するなど、確保されるべき質の向上に向けて対応していることは評価できる。
- ③ 実施経費についても、従前経費に比べて大幅に削減されていることは評価できる。
- ④ 第4期事業では1者応札となったが、全国規模の調査でも比較的調査規模が大きい調査は競争原理が働きやすいものの、この調査は規模が大きく(全国規模で約300品目を毎月調査)、調査内容も難しいことが主な要因であると考えられる。今後も1者応札の傾向になると思われ、複数の応札者を得るのは難しいと受け止めている。

4. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

第4期事業における確保されるべき質の達成状況及び実施経費については、前期事業に引き続き技術検討会において全体的に評価を得ることができたところである。一方、競争性の確保については、第1期～第4期の市場化テストの中で、実施要項の記載内容の改善、公告期間や事業者の準備期間の確保、複数回の入札説明会の実施等の様々な対策を講じてきたところであるが、調査規模の大きさ等から、事業の実施体制構築に苦慮するなど、入札参加者の拡大には至らず、第1期～第3期は同一の2者による応札、第4期事業では1者応札となっている。

(2) 今後の方針

上記(1)を踏まえ、次期事業においては引き続き市場化テストを継続する中で、事業の質及び効率性を確保しながら更なる競争性の改善を図るため、調査規模の縮減(代替データの活用による実査品目の削減)、事業者等へのヒアリングによる実施要項の改善、オンライン調査化の推進等の各種見直しを検討していくこととする。